

令和6年6月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 結ホール 令和6年6月21日（金）
午前9時00分～

2. 出席者：
農業委員（13名）

野村会長 川畑委員 村山委員 皆吉委員 山田（兼）委員 榮委員 東委員 今井委員
山田（定）委員 三島委員 松田委員 大里委員 大福委員

推進委員（9名）
山田（隆）委員 早川委員 田浦委員 久富委員 里村委員 亘委員 平委員 前田委員
大江委員

3. 議事日程

- （1）議事録署名委員の指名
- （2）議事
 - 議案第13号 農用地利用計画変更に関する承認について
 - 議案第14号 農地法第3条の規定による許可について
 - 議案第15号 農用地利用集積計画（基盤法）の作成について
 - 議案第16号 農用地利用集積等促進計画（中間法）の作成について
 - 議案第17号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

4. 報告

- （1）営農計画書の届出による農家台帳作成に関する報告について
- （2）合意解約に関する報告について
- （3）時効取得を原因とする登記申請による届け出

5. その他

- ③次期総会について
 - 日時：令和6年7月23日（火）午前9時～
 - 場所：和泊町役場（結ホール）
 - 議案提出締切日：7月12日（金）午後5時
 - 議案発送日：7月18日（木）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局係長 名越 美希
事務局主査 先山 照子
制作者 逆瀬川 恵

○先田局長

はい。おはようございます。

時間になりましたので始めたいと思います。本日の出席人数は13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。

それではただいまより、令和6年度6月期和泊町農業委員会定例会をはじめます。

はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

おはようございます。

先月の26日から28日まで名瀬で、郡内の会長会に出席してきました。総会ですので、いろんな事案がありましたが、問題なく承認していきました。以上です。

あと、昨日はですね、農業者年金受給者会の総会がありましたが、そのことはちょっとまた後で詳しく報告があると思います。お願いします。

○先田局長

はい。ありがとうございます。先ほどありました、農業者年金受給者会総会が昨日ありました。

現在の加入人数が107名の加入があったのですが、その中で、受給者の平均年齢も85歳ということで、大分高齢の方が多く、また、施設に入所されている方もいらっしゃいますので、参加人数が非常に少なく、11名の参加となりました。

その中で、今年度で農業者年金受給者会は、解散するということで、決定になりました。これから清算の方を進めていって、年度末に清算監査を受けて、通帳を解約して、最終的に解散ということに決定しましたので、報告します。

それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○野村会長

それでは始めていきたいと思います。

議事録署名委員を山田兼正委員、村山委員、私の3人でいきたいと思います。

それでは議案に入ります。

議案第13号。農用地利用計画変更に関する承認について。農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定による農用地利用計画変更について申出を受理したので、次のとおり審議を求める。

説明をお願いいたします。

○先山主査

はい。

それでは説明いたします。3ページ申請番号1番、計画変更。こちらは農用地区域からの除外です。除外する土地の所在は畦布、上屋武川〇〇、畑、面積1,669㎡のうち366㎡。申請人が大字手々知名にお住まいの〇〇氏。変更の理由ですが、こちらは農家住宅建設のためです。以上です。

農用地区域内からの除外の基準ですが、先日皆さんに渡した資料の中にもありますが、農用地区域内を農用地区域から除外するときは、優良農地を確保し、また、地域の営農環境等に支障を及ぼさないなどの観点から、5つの要件をすべて満たす必要があります。

1つ目が農用地以外に供することが必要かつ適当であって、農用地区域地区以外に代替すべき土地がないこと。

どういうことかと言いますと、必ず農地を他のものに目的に使うときには、転用であっても、農用地区域内からの除外であっても、必ず代替地を最初に検討すること。最初からここを転用しすではなく、農地以外に、本人が持っているもの以外でも、雑種地や原野等、農地以外に使える土地がないことを条件とした上で、どうしてもという理由があることですね。

そして2つ目、農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。周辺の農用地

の集団化を損ねないことが2つ目の条件です。

そして3つ目が、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがない事。

4つ目、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがない事。例えば、ため池や農業用排水路等の停滞や汚水などの流れを止める支障がない事。

そして5つ目が農業生産基盤整備事業の工事完了報告後8年経過している事。5つの要件がそろうと除外できます。

今回、〇〇氏の申請ですけれども、今畦布に倉庫が建っています。その残地に、住宅を立てたいという申請です。

何でこうして除外が出てきたかという、農業用施設は除外する必要がないため、除外の手続きはしていません。前回、用途変更して農業施設を作りました。なぜかという用途変更は、この除外の5つの要件を満たさないといけないのですが、ちょっと難しいかなという事で農業用施設にしました。よって、除外していません。今回、どうしてもその残ったところに、家を建てたいそうなので、5月に事業計画変更した前回の転用の許可は、農業用施設での転用の許可となっておりますのでそれをまず事業計画を変更して、農家住宅に変更しました。

今回は、その部分に農家住宅を建てると面積が366㎡。この後、皆さんからご承認をもらった後は、県と協議をいたしまして、県が問題ないようでしたら縦覧15日その後、異議申し立て期間15日間の公告をします。意見申立がなかったらもう1度県の方に協議いたしまして、県から最終的な同意が送られ、決定公告します。この部分は除外しますという決定公告、その後に転用の手続きをします。

よろしくお願いします。

○野村会長

何かないですか。5つの条件を満たしているならいいのではないですか。はい。

それでは採決をしたいと思います。承認をしてもいいと思われる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。それでは承認をしたいと思います。

それでは次にいきます。

議案第14号。農地法第3条の規定による許可について。農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので審議を求める。説明をお願いします。

○先田局長

申請番号1番、所有権の移転になります。所在が和、当ノ増〇〇、畑、932㎡、他1筆、合計2筆。農振農用地になります。全面積3,179㎡。渡し人が〇〇氏、受人〇〇氏です。申請事由は、甥への贈与です。調査員が大福委員です。

申請番号2番、所有権の移転になります。所在が大城、大久保〇〇、畑、2,850㎡、他1筆、合計2筆。農振農用地になります。全面積6,603㎡。渡し人が〇〇氏、受人が〇〇氏です。申請事由は経営規模拡大になります。調査員が山田(兼)委員になります。

続いて、申請番号3番、所有権の移転です。皆川、長当〇〇、他3筆、合計4筆になります。地目が畑で農振農用地になります。全面積が7,548㎡。渡し人〇〇氏。受人が〇〇氏で、経営規模拡大のためになります。皆吉委員が調査委員です。

続いて、申請番号4番、所有権の移転になります。所在地が谷山、下袋〇〇、地目が畑、農振農用地になります。面積が2,755㎡。渡し人が〇〇氏。受人が〇〇氏になります。申請事由が贈与になります。調査員が大江委員です。

以上、4件の申請が農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。

審議をよろしくお願いします。

○野村会長

はい。

それでは1番から行きたいと思います。

○大福委員

叔母から甥への贈与です。この受人の〇〇氏は、年齢は大体69歳で作物はサトウキビとバレイショを主に作っています。現在和字区長もされております。畑も見ましたけれども綺麗に畑を使っていますので、問題ないと思います。

○野村会長

それでは2番目、山田（兼）委員。

○山田（兼）委員

渡し人は足腰が悪くなってしまって農業は出来ないとのことで。それで、今回の2筆を先に処分したいと相談がありました。それで、本人が前もって受け手の方に相談していたらしく受人の〇〇氏も承諾し契約されました。以上です。

○野村会長

3番。皆吉委員。

○皆吉委員

〇〇氏は元々農業をやっておらず人に貸しておりました。受人の〇〇氏は、非常に広く農業経営をしていて従業員もたくさんいるので、今回は規模拡大のための売買となりました。以上です。

○野村会長

4番目、大江委員。

○大江委員

これは叔母からの贈与になります。〇〇氏は父親と共に農業しておりまして今はバレイショをされています。特別問題はないと思われます。

○野村会長

1から4まで質問があつたら受けたいと思います。
ないですか。

それでは4件一緒に採決をいたします、許可をして結構な方、挙手をお願いします。

（多数挙手）

全員ではないですが、賛成多数なので許可したいと思います。

次、相続による届出書。

○先田局長

6ページ。農地法第3条の3第1項の規定（相続）による届出書というのが出ております。

〇〇氏の死亡による相続ということで、〇〇氏へ移転。面積合計16,374㎡の相続があつたということです。次のページ、地図の場所が相続された場所です。

○野村会長

それでは次にいきます。

議案第15号。農用地利用集積計画（基盤法）の作成について。農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作成したので、次の通り審議を求める。

説明をお願いします。

○名越係長

10 ページをお願いします。

こちらは鹿児島県地域振興公社を通じて、農地を売買される方の案件です。9月に登記される分を載せてあります。

申請番号1番, 玉城, インカマ〇〇, 畑, 面積が2,220 m²になります。こちらは今, 公社の名義となっておりますが, 玉城の〇〇への登記になります。引き渡し時期は令和6年9月12日となっております。金額は〇〇万円です。

申請番号2番, 永嶺, 宇迫当〇〇, 畑, 面積が8,705 m²。こちらは永嶺の〇〇氏から, 鹿児島県地域振興公社への所有権移転。土地引き渡し時期は令和6年9月13日。金額は〇〇万円です。以上2件です。

○野村会長

続いて所有権移転。

○名越係長

はい。

次, 続いて, 11 ページの方です。

申請は貸借権設定についてです。

申請番号1番, 和泊, 大工棚〇〇, 畑, 面積が3,166 m²になります。こちらは新規の契約になりまして, 千葉県の〇〇氏から和泊の〇〇氏です。契約日は令和6年7月1日からの5年間になります。

続いて申請番号2番, 国頭, 平安潤〇〇, 畑, 面積が4,068 m²で, こちら更新の契約になりまして, 国頭の〇〇氏。この方亡くなられているのですが弁護士の方が, 相続財産清算人になっておりまして, 弁護士さんとの契約を行っております。受け人が国頭の〇〇氏さんです。契約開始は令和6年7月1日からの6年間となっております。

続いて12 ページ, 申請番号3番。手々知名, 穴張〇〇, 畑, 1,537 m², 他5筆, 合計6筆で, 全面積6,656 m²になります。こちらが更新の賃貸借契約になりまして。手々知名の〇〇氏から手々知名の〇〇氏への契約になります。契約期間は令和6年7月1日から5年間です。

申請番号4番, 皆川, 朝知野〇〇, 畑, 1,279 m², 他1筆, 合計2筆で全面的に4,704 m²。新規の賃貸契約になしまして, 皆川の〇〇氏の契約になります。契約期間は令和6年7月1日からの10年間の契約です。

続いて申請番号5番, 古里, 兼久田〇〇, 畑, 1,900 m², 他4筆, 合計5筆で11,330 m²です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして, 知名町, 余多の〇〇氏から皆川の株式会社〇〇の契約になります。契約期間は令和6年7月1日からの3年間になります。

続いて申請番号6番, 内城, 石橋〇〇, 畑, 390 m²。こちらは新規の使用貸借契約です。所有者は〇〇氏ですが亡くなれておりまして, 未相続農地ですが, 相続人代表として〇〇氏と契約をしております。受人は内城の〇〇氏。契約期間は令和6年7月1日からの3年間になります。

申請番号7番。喜美留, 名原〇〇, 畑, 76 m², 他2筆, 合計3筆, 面積1,867 m²です。こちらは新規の契約になりまして, 使用貸借契約になります。熊本市にお住まいの〇〇氏から, 大城の〇〇氏への契約です。契約期間は令和6年7月1日から6年間です。

次のページになります。

次は申請番号8番, 大城, 前田〇〇, 畑, 1,549 m²。こちらは更新の賃貸借契約になりまして, 大城の〇〇氏と大城の〇〇氏の契約になります。契約期間は令和6年7月1日から6年間です。

申請番号9番, 和泊, 城当〇〇, 畑, 1,841 m², 他1筆, 合計2筆で全面積4,806 m²になります。こちらは新規の使用貸借になりまして, 和泊の〇〇氏から和泊の〇〇氏の契約です。契約期間は令和6年7月1日からの10年間になります。

続いて16 ページ, 申請番号10番, 古里, 兼久田〇〇, 畑, 921 m², 他2筆, 合計3筆, 全面積は6,606 m²です。こちらは新規の賃貸借になりまして, 古里の〇〇氏と皆川の株式会社〇〇との契約です。契約期間は令和6年7月1日から5年間になります。

続いて申請番号 11 番, 後蘭, 西袋〇〇, 畑, 面積は 1,539 m²です。こちらは更新の賃貸借契約になりまして, 瀬名の〇〇氏, 亡くなられているのですが, 相続人代表として〇〇氏と契約しております。受人は畦布の〇〇氏です。契約期間は令和 6 年 7 月 1 日からです。

続いて次のページ, 申請番号 12 番, 大城, 皆川竿〇〇, 畑, 面積は 791 m², 他 8 筆, 全部で 9 筆, 全面積 18,396 m²。こちらは新規の賃貸借契約になりまして, 大城の〇〇氏から大城の〇〇氏への契約。契約期間は令和 6 年 7 月 1 日からの 10 年間です。

申請番号 13 番, 畦布, 大窪〇〇, 畑, 1,343 m², 他 3 筆, 合計 4 筆で, 全面積 13,504 m²になります。こちらは更新の使用貸借契約です。畦布の〇〇氏と畦布〇〇氏の契約になります。契約期間は, 令和 6 年 7 月 1 日からの 10 年間になります。

以上審議をお願いします。

○野村会長

それでは 1 番からお願いします。

10 ページは公社からの名義の変更ですので 11 ページ新規の部分だけ説明をお願いします。では, 加納さんが今日欠席なので, 事務局をお願いします。

○名越係長

はい。1 番の契約ですが, こちら今までずっと〇〇氏が使っていたみたいです。契約してなかったということで, みなしの解消です。

○野村会長

4 番。里村委員。

○里村委員

はい。

前耕作者〇〇氏が耕作しておりましたが, 労働力が減ったものですから自分の, 畑, のみにすると解約しました。それを今度受人の〇〇氏が親戚だったようで, 他にも借りられており, 渡し人の娘さんと相談していたようです。その後連絡があって, 契約をされました。

○野村会長

次までお願いします。

○里村委員

はい。

渡し人の父がずっとサトウキビをしていましたが, 高齢になりまして, 〇〇氏に名義を変えていたのですが, 〇〇氏は農業をやってこなかったことでこれからどうするか悩んでいた。そこで同級生だった受人と連絡をとり借りてほしいと相談したところ, すぐ話が進んで契約することになりました。

○野村会長

6 番, 村山委員。

○村山委員

みなしの解消です。

○野村会長

7 番, 今井委員。

○今井委員

〇〇氏は以前, 経営譲渡で, 息子さんがやっていたのですが, 息子さんが亡くなったことでここ

に出てきました。大きな畑は既に契約をされていましたが、家の周りの小さい、畑、を受人の〇〇氏と契約します。

○野村会長
はい。9番。

○名越係長
9番の受人〇〇氏は渡し人の息子嫁でして農業をするということで、新規就労者なので、経済課の方の事業を受けたいと、畑の契約をされました。

○野村会長
なるほど。10番。

○里村委員
これは、前耕作者から畑が返されたのですが、そのことを受人の〇〇氏のほうに話が行きまして、また〇〇氏は規模拡大したいということで、すぐに借りたい。渡し人も畑はありますが、農業をしないとの事で契約に至りました。

○野村会長
12番、山田委員。

○山田（兼）委員
前耕作者が体調不良で解約するという事で〇〇氏が受人に相談していきまして、決まりました。当人もまだまだ欲しいと、とてもやる気ですので、よろしくお願いします。

○野村会長
公社の説明をお願いします。

○名越係長
では、20ページお願いします。

申請番号1番、喜美留、筒岩〇〇、畑、面積2,840㎡。こちらは国頭の〇〇氏から、公社を通じて喜美留の〇〇氏が契約となります。新規で契約期間は令和6年9月1日からの6年間です。

申請番号2番、畦布、打浜〇〇、地目は原野ですが現況は畑、面積は4,955㎡、他5筆、合計6筆、全面積19,269㎡です。こちらは未相続農地で、以前畦布におられました〇〇氏と奥さんの名義の畑です。契約者は相続人代表として娘さんです。受け人は畦布の〇〇氏で、契約期間は令和6年9月1日からの6年間になります。

申請番号3番、根折、辻石原〇〇、畑、1,405㎡、他2筆、合計3筆、全面積が7,013㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、先ほどと同じく土地の所有者が亡くなっております。未相続農地ですので、娘さんが契約を進め、公社を通じまして、畦布の〇〇氏が令和6年9月1日からの6年間、契約です。

続いて、申請番号4番、畦布、キ武手名〇〇、畑、907㎡、他5筆、合計6筆。全面積12,054㎡です。こちらは新規の契約になりまして、神戸市の〇〇氏から、公社を通じて畦布の〇〇氏が、借りられます。契約期間は令和6年9月1日からの10年間になります。

申請番号5番、国頭、多葉〇〇、畑、面積は1,646㎡です。こちらは大阪府の〇〇氏から公社を通じて、国頭の〇〇氏が借りられます。こちらは相対から公社の載せ替えです。契約期間は令和6年9月1日からの10年間です。

続いて申請番号6番、内城、上城〇〇、畑、1,443㎡。他1筆、合計2筆、全面積2,745㎡です。こちらは、内城の〇〇氏の名義ですが、こちらも相続未登記地ですので、相続人の代表として、奥さんが契約しています。受け人は、永嶺の〇〇氏です。こちらも相対から公社の載せ替えになりまして、契約期間は令和6年9月1日からの6年間になります。

続いて申請番号7番, 内城, 直城〇〇, 畑, 3,860 m², 他2筆, 合計3筆, 全面積5,472 m²です。こちらは新規の契約, 賃貸借契約になりまして, 内城の〇〇氏から公社を通じて仁志の〇〇氏が借りられます。契約期間は令和6年9月1日からの10年間です。

申請番号8番, 内城, 島川〇〇, 畑, 1,493 m²。こちらも新規の賃貸借契約になりまして, 内城の〇〇氏から公社を通して仁志の〇〇氏が借りられます。契約期間は令和6年4月1日からの10年間です。

申請番号9番, 内城, 上前田〇〇, 畑, 2,036 m², 他3筆, 合計4筆, 全面積が13,089 m²です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして, 内城の〇〇氏から, 公社を通して仁志の〇〇氏が借りられます。契約期間は令和6年9月1日から5年間です。

申請番号10番, 内城, 出城〇〇, 畑, 11,074 m², 他1筆, 合計2筆, 全面積12,086 m²です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして, 内城の〇〇氏と公社を通じて和泊の〇〇氏が借りられました。契約期間は令和6年9月1日から10年間です。

申請番号11番, 国頭, 奈計道〇〇, 畑, 2,114 m², 他1筆, 合計2筆全面積4,210 m²。こちらも新規の賃貸借契約になりまして, 国頭の〇〇氏から公社を通じて, 国頭の〇〇氏が借りられます。契約期間は令和6年9月1日から6年間です。

続いて申請番号12番, 仁志, 佐木名〇〇, 畑, 面積が2,202 m²。こちら新規の賃貸借契約になりまして, 和泊の〇〇氏から公社を通じて仁志の〇〇氏が借りられます。期間は令和6年9月1日からの6年間になります。

審議をお願いします。

○野村会長

はいそれでは1番からいきます。20ページ。新規の説明をお願いします。

1番, 今井委員。

○今井委員

はい。所有者と耕作者の方でお話がまとまっていた。あと, 反当たりの単価について喜美留の農業委員さんに確認を取り決めさせていただきました。

質問なのですが, 全面積の金額はもうどこにも出てこないのでしょうか。反あたりで全て取っているようすが。

○名越係長

そうですね。今先月の資料を確認しましたが載っておりませんでした。

あった方が分かりやすいのでしたら, 載せるようにいたします。

○今井委員

元々あったと思っていました。

こちらの畑, 反当たりの金額が細かく書かれているなと思いまして。

○名越係長

全面積の金額で割ったのだとおもいます。これからは全面積の金額も記載しましょうか。

○今井委員

この活動をしたのはもうだいぶ前なので, あった方がありがたいです。

○名越係長

そうですね, 分かりました。

○野村会長

はい。

2 番, 三島委員。

○三島委員

2 番の〇〇氏と, 申請番号 3 番の〇〇氏。どちらも親戚同士で決めておりました。私が決めたのは畑の価格だけを決めました。

以上です。

○野村会長

次, 4 番。

○三島委員

みなしの解消です。

○野村会長

それでは 7, 8, 9, 10。私がしていますけど。

前耕作者の耕作者変更です。色々ここに据え置き期間が書いてありますが, そこの調整をして契約に取り付けています。

基本的には前耕作者が農業をやるということで, 次の通りです。以上です。

11 番, 今井委員。

○今井委員

みなしの解消です。

○野村会長

12 番, 亘委員。

○亘委員

前耕作者は耕作をしていましたが畑自体は姉の〇〇氏が所有者でした。前耕作者も高齢になり手が回らないと返されましたので, 甥息子である受人の〇〇氏に貸したいと契約されました。受人は新規就農者で応援したいとの事でした。

○野村会長

以上で終わりですけども, 1 番から 12 番まで, 何か質問ありますか。
何もなければ採決をしたいと思います。賛成の方, 挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい, 賛成多数で許可をしたいと思います。

それでは議案第 17 号。農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申し出があったので別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。説明をお願いします。

○名越係長

はい。では 27 ページお願いします。まずは, 貸しのあっせんからです。

整理番号 1 番, 国頭, 手附〇〇, 畑, 3, 391 m², 他 1 筆, 計 2 筆, 全面積 3, 580 m²。申出人は大阪府にお住まいの〇〇氏です。希望価格は相場です。

整理番号 2 番, 玉城, インカマ〇〇, 畑, 面積は 1, 830 m²です。申出人は埼玉県にお住まいの〇〇氏, 希望価格は相場です。こちら本人から売りのあっせんにも同じ場所が載っております。どちらか条件の良い方であっせんしてほしいとの事でした。

ちなみにこの, 畑, 去年遊休農地のパトロールにて見つけまして, 本人に手紙を出して, 最近

折り返しが来てあっせんの申し出が来たという流れです。

畑の場所については、整理番号1番の地図が28ページに、整理番号2番の地図は、次のページに載せています。

続いて30ページの借りのあっせんです。

借りのあっせんで、整理番号1番、国頭、西原、喜美留の方で、それぞれの2,000㎡で希望されています。申出人は国頭の〇〇氏で価格は相場ということです。

次のページ、売りのあっせんです。

整理番号1番、先ほど申し上げました、玉城、インカマ〇〇、畑、面積は1,830㎡です。申出人は〇〇氏です。希望価格は相場です。

整理番号2番、国頭、伊原〇〇、畑、2,505㎡、他4筆、合計5筆です。全面積が7,873.52㎡です。申出人は国頭にお住まいの〇〇氏です。希望価格は相場となっております。こちら一つ宅地がありますが、登記簿上は宅地ですが、現況は畑として使われております。

あっせんは以上です。

○野村会長

それでは、27ページから行きたいと思います。

1番これ今誰か耕作していますか。わからないならいいです。借りるそれぞれどれぐらいですか。

○東委員

〇〇円から〇〇円位。

○野村会長

あっせん価格〇〇円から〇〇円、この間をお願いをしたいと思います。あっせん委員は国頭の3名の方。

2番目は現在誰もやってないですか。

すぐ売れたらどうしますかね。

○名越係長

ちなみにもうそこを借りたいという相談がきました。

○野村会長

こちらあっせん委員は玉城大城お願いします。

あっせん価格はいくらぐらいですかね。

○榮委員

〇〇円です。

○野村会長

はい。それでお願いします。

借りのあっせん。

国頭、喜美留、西原それぞれ2反位。相場は、これは畑から決まってからですかね。あっせん委員は国頭、喜美留、西原をお願いします。

続いて売りのあっせん。

1番、内城。相場はいくらですか。

○村山委員

〇〇円から〇〇円でおねがいします。

○野村会長

はい。あっせん価格は〇〇円から〇〇円でおねがいします。あっせん委員は玉城と大城でおねがいします。

続いて2番目。国頭。

○今井委員

あっせん価格は、〇〇円から〇〇円ですが、この〇〇の畑だけが畑かんが付いていて、あとは畑かん無し。そして、本来ならば高くないといけない宅地のある方の畑が、形が悪く条件が一番悪い畑なのでここが〇〇円になるので、価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

○野村会長

この宅地の部分だけ〇〇円位ですね。

○今井委員

いえ、3筆で1枚になっているため宅地があるこの3筆が〇〇円です。

宅地がある方には井戸がありまして、埋めてありますけど、真ん中に掘ってあります。中は空です。

○野村会長

多分潰してはいないだろう。

○名越係長

この土地ですが、基盤整備が全部済みになっていますが、1番上の〇〇のところだけ済みで、あとは全部入っていません。形がいびつなので。謄本を確認したら、土地改良事業が入っているという記載がなかったのですね。

○野村会長

今誰がやっていますか。

○今井委員

〇〇氏です。

○野村会長

あっせん委員は国頭の3名にお願いしたいと思います。よろしいですか。お願いします。

以上ですが何か質問ありますか。

なければ次に移りたいと思います。

○名越係長

33 ページ。

新規営農計画書を出されました。最近和泊町に戻ってこられた方らしくて。上手々知名の〇〇氏のご兄弟の〇〇氏、現在出花にお住まいです。その方が、畑、を購入して、そちらの方でシャインマスカットやデコポンなどを作りたいということで計画書を出されました。

畑の面積は753㎡です。畑の場所は、上手々知名の〇〇家の真向かいです。今までは前耕作者が倉庫込みで、借りられたようです。地図の下にある建物が倉庫で、そちらは宅地なので契約には含まれていませんが倉庫も込みでの契約です。

○大福委員

耕作機械とかはどのようにされるのでしょうか。

○名越係長

御兄弟の方にしばらくは借りると。前耕作者にも将来農機具を置きたいので、1年間で倉庫を

片付けてほしいと話しているみたいです。

○野村会長

大分前に〇〇氏が娘に農地を渡した時に、農機具はどうしますって決めていたと思いますが覚えてないですか。親に借りる、知り合いに借りる、そういう文面が載っていたと思いますが、そのような記載が必要じゃないですか。どう思います。農機具は人から借りることができるということをちゃんと明記した方がわかりやすいような気がしまして。次からはそのような記載をつけてもらいます、お願いします。

次に行きます。

時効取得を原因とする登記について。

○名越係長

はい。

34 ページの方になります。こちらは法務局から報告が来たので報告のみになります。

整理番号 1 番, 後蘭, 上原〇〇, 畑, 面積は 435 m²です。知名町, 上平川の〇〇氏が平成 15 年 5 月 8 日に時効取得したということで提示されて, 所有権移転となりました。

以前の持ち主は後蘭の〇〇氏です。あっせんの希望はありません。以上です。

○野村会長

議案はこれで終わります。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和 6 年 月 日

会 長 _____.

署名委員 _____.

署名委員 _____.